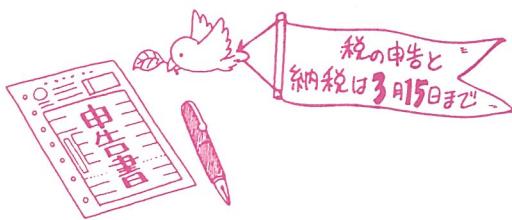


申告は正しくあらめに



▲期限間際になりますと大変混雑します

税金は、みんなが安心して生活していくための、道路・教育・警察・消防などの公共サービスに使われます。この税金の基になる申告時期を迎え、申告にあたつての改正、注意点を紹介します。

所得税・住民税の申告は3月15日まで

町では2月16日から3月15日まで税の申告相談を行います。

りります。

申告書が届きましたら、収入の有無にかかわらず必ず申告書を提出してください。

この申告は平成5年中の所得を申告するもので、平成5年分の所得税、平成6年度の町県民税、国民健康保険税などの課税基礎とな

手当などの給付や各種証明書の発行に必要な資料となります。

お勤めの方は源泉徴収票の領収書、生命保険料及び個人年金の支払証明書、損害保険料支払証明書、小規模企業共済掛金支払証明書、障害者手帳、国民健康保険証、印かんなどと償却資産関係のわかるもの

日時・会場
2月16日(水)～28日(月)
役場税務課
午前9時～午後4時
(土・日曜日は除く)

- 事業所得(営業・農業等)の方は收支金額や必要経費のわかる売上伝票、帳簿類、通帳などと償却資産関係のわかるもの
- その他申告に必要なもの
- 申告のご相談や申告書の提出はできるだけお早めにお済ませください。

長塚 平山公恵さん(園芸業)



* 47年から青色で申告。帳は夜になってしまいます。が週に1回は心掛けています。今年から記帳も変わったので、講習会には必ず出席しています。記帳も税理士さんに見ていただき今年も2月16日の提出を心がけて頑張っています。

私たちの生活と税金

